

様式第3号  
那覇港管理組合公告第4号

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和4年2月21日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕



1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度那覇港港湾計画改訂に係る環境影響予測評価業務
- (2) 履行場所 那覇港地内
- (3) 業務内容

業務内容は以下を予定している。なお、実施内容、頻度については変更する場合がある。予測および評価を行う際には、港湾区域内での各種計画を反映させるものとする。

- 1 計画準備
- 2 環境現況調査
- 3 環境現況のとりまとめ
  - ①地域の概況
  - ②環境の現況
- 4 予測項目の選定と考え方の整理
- 5 交通量配分
  - ①交通量配分データ作成
  - ②交通量配分
- 6 環境影響の予測と評価
  - ①大気質への影響の予測と評価
  - ②騒音・振動による影響の予測と評価
  - ③潮流への影響の予測と評価
  - ④水質への影響の予測と評価
- 7 総合評価 (計画改訂案に伴う環境への影響について評価)
- 8 関係機関との協議資料作成
- 9 港湾計画資料(その2)作成
- 10 報告書作成
- 11 協議・打合せ

- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- (5) 契約限度額 39,501,000円 以下で契約を行う。
- (6) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
  - イ 土木建築関係コンサルタント業務(建設環境部門)に登録を受けている者であって、参加表明書の提出期限日において、那覇港管理組合における令和4・5年度の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を受理されていなければならない。

なお、令和4年4月1日までに、令和4・5年度の測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿(建設環境)に登録されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く。)
- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の業務等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして那覇港管理組合発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ク 当該業務の見積額が契約限度額であること。

(2) 共同企業体の結成にあつての要件

参加は共同企業体とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

- ア 共同企業体を代表する事業者が参加手続きを行うこと。
- イ 2社共同企業体とする。
- ウ 自主結成方式とする。
- エ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- オ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- カ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- キ 共同企業体の協定書は、参加説明書と同時に配布する所定様式(共同企業体協定書)によるものであること。

(3) 参加表明者(共同企業体応募 代表構成員)の実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

- (ア) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を置く者であること。
- (イ) 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成23年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務1件以上の実績を有さなければならない。

- a 同種業務：国内港湾において港湾計画改訂又は一部変更にかかる環境影響の予測及び評価を実施した業務実績がある。(ただし海域を含むものに限る)
- b 類似業務：国内の海域における計画・整備に係る環境影響の予測及び評価を実施した業務実績がある。

同種業務、類似業務とも、契約金額が500万円以上の業務とし、同種業務は日本国内における国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾における実績とする。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士(総合技術監理部門:建設-建設環境)又は(総合技術監理部門:環境-環境影響評価)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士(建設部門「建設環境」)又は(環境部門「環境影響評価」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している者。)

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成23年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

- a 同種業務：国内港湾において港湾計画改訂又は一部変更にかかる環境影響の予測及び評価を実施した業務実績がある。(ただし海域を含むものに限る)
- b 類似業務：国内の海域における計画・整備に係る環境影響の予測及び評価を実施した業務実績がある。

同種業務、類似業務とも、契約金額が500万円以上の業務とし、同種業務は日本国内における国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾における実績とする。

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)。
- ・育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)をいう。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者の業務実績に関する要件と同じ。但し、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満とする。

※手持ち業務量とは、公告日の前日(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 参加表明者(共同企業体応募 代表構成員以外の構成員)に関する要件

ア 企業に関する要件

(ア) 沖縄県内に本店を置く者であること。

(イ) 2(4)エからオに挙げる基準を満たす担当技術者を当該委託業務に配置できること。

(ウ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 23 年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1 件以上有さなければならない。

a 同種業務：国内の海域における計画・整備に係る環境影響の予測及び評価を実施した業務実績がある。

b 類似業務：沖縄県内港湾において環境調査を実施した業務実績がある。(ただし海域を含むものに限る)

同種業務、類似業務とも、契約金額が 500 万円以上の業務とする。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

a 技術士(総合技術監理部門：建設-建設環境)又は(総合技術監理部門：環境-環境影響評価)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士(建設部門「建設環境」)又は(環境部門「環境影響評価」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。(当該で平成 13 年度以降に試験に合格した者は、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に 4 年以上従事している者。)

c 港湾海洋調査士(総合部門)又は(環境調査部門)の資格を有し、「認定証書」の交付を受けている者。

d RCCM(建設環境)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 担当技術者

担当技術者は、平成 23 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記 a 若しくは b の実績を 1 件以上有すること。

a 同種業務：国内の海域における計画・整備に係る環境影響の予測及び評価を実施した業務実績がある。

b 類似業務：沖縄県内港湾において環境調査を実施した業務実績がある。(ただし海域を含むものに限る)

同種業務、類似業務とも、契約金額が 500 万円以上の業務とする。

参加表明書等における同種又は類似業務の実績を評価し、記載内容を証明資料により確認する。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「(1) 当該業務に対する技術的適正、(2) 会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに (4) 過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

#### ウ 最低点数の設定

技術評価点の最低基準点である 60 点以上から委託契約候補者を定めるものとする。参加者が 1 社であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託候補者として選定しない。

#### (2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1) によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議にを経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したもの全員に通知する。

### 5 各種手続き等

#### (1) 参加説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和 4 年 2 月 21 日 (月) から

イ 交付方法 那覇港管理組合ホームページ上に公表する。

ウ 問い合わせ先 〒900-0035 那覇市通堂町 2-1

那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課

電話番号 098-868-0336

#### (2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期間 令和 4 年 2 月 21 日 (月) から令和 4 年 3 月 3 日 (木) まで

午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで (土、日、祝日を除く)

(イ) 提出方法等 参加説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知 (選定通知)

郵便等をもって令和 4 年 3 月 8 日 (火) を予定する。

#### (3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3 に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期間 令和 4 年 3 月 8 日 (火) から令和 4 年 3 月 22 日 (火) まで

午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時まで (土、日、祝日を除く)

(イ) 提出方法等 参加説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期間 技術提案書提出期限の日から 20 日以内

(イ) 方法等 参加説明書による

#### (4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。

なお、技術提案書を提出した者には、4 (2) より通知する。

ア 日時 令和 3 年 4 月 1 日 (金) (予定)

### 6 その他

#### (1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第 4 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金は免除とする。

#### (2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 受注者の決定後、TECRIS等により配置予定管理(照査)技術者の専任制(手持ち業務量)違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係 〒900-0035 那覇市通堂町 2-1  
那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課  
電話番号 098-868-0336

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(6) 詳細は参加説明書による。